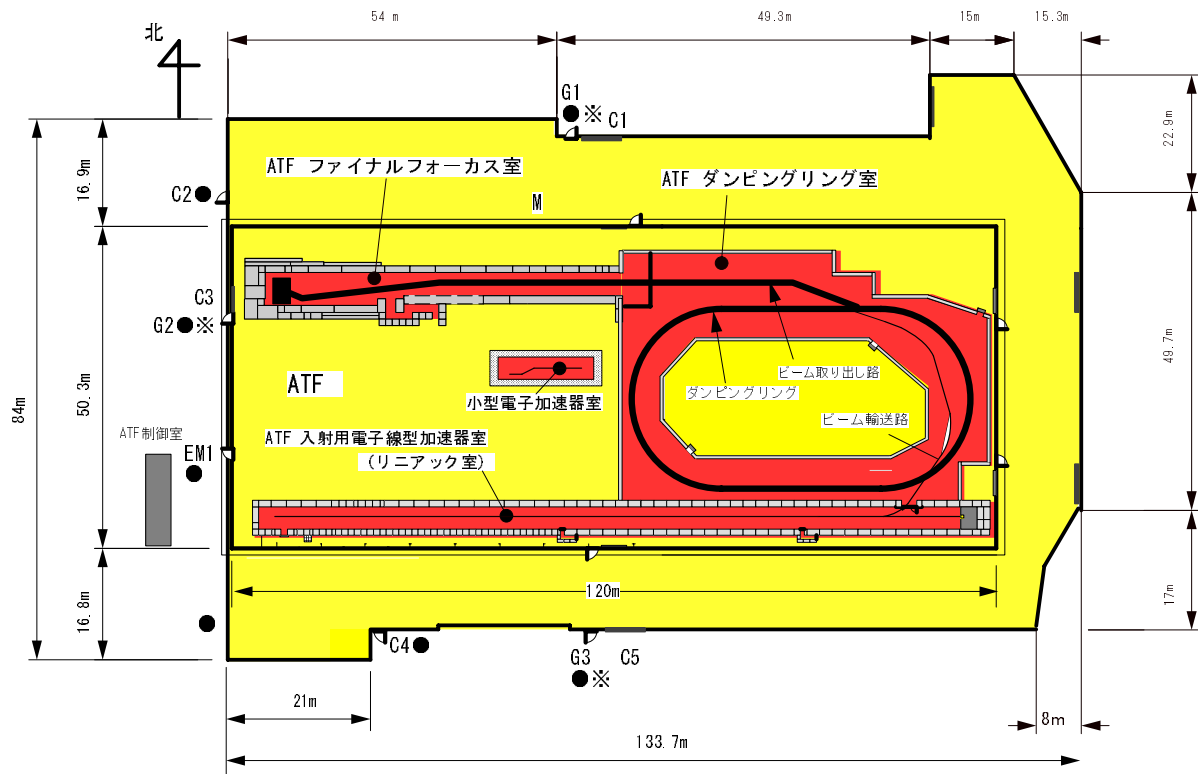


アセンブリーホールにおける放射線障害防止法施行規則 第22条の3の適用について

2010年7月27日
放射線取扱主任者

放射線障害防止法施行規則第22条の3に基づき、下記の期間、アセンブリーホール内の一般管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

1. 期間 2010年8月2日から2010年8月20日
2. 場所 アセンブリーホール内の一般管理区域(下記図面の黄色部分)



配布先

機構長、(管理局) 施設部長、建築課長、設備課長、安全衛生推進室、
(素核研) 所長、(加速器) 施設長、総主幹、主幹、(共通) 放射線管理室員